

発議第 2 号

令和 2 年 3 月 9 日

小国町議会議長 松崎 俊一 様

提出者 小国町議会議員 時松 昭弘

「労働者協同組合法」の速やかなる制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

「労働者協同組合法」の速やかなる制定を求める意見書

2019年に創立100年を迎えるILO（国際労働機関）が「労働は商品ではない」「一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である」（フィラデルフィア宣言 1944年）と警鐘を鳴らしてから、すでに半世紀以上が経過しました。しかし、今日グローバル経済が広がる中で、我が国においても非正規・不安定雇用が広がるなど労働環境は一層厳しくなり、その結果として格差拡大と貧困の固定化、社会的孤立が広がっています。

また、日本社会は人口減少社会、超少子・超高齢化社会という戦後誰も経験したことのない未曾有の事態に突入しており、社会の持続可能性が大きな問題となっています。

国連は2015年に、世界に広がる「あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」「誰一人取り残されない社会の実現」を掲げて「持続可能な開発目標2030」（SDGs）を提言、その解決に向けて協同組合に対して大きな期待を寄せています。

我が国においても、働く者や国民が協同で出資し合い、経営に参加しながら協同で仕事をおこす「労働者協同組合」（日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン等）が協同組合の一員として30年にわたって持続可能な地域社会の課題に取り組んでいます。現在、「介護保険制度」や「指定管理者制度」などを活用した高齢者介護や子育てなどの地域福祉、「生活困窮者自立支援制度」や「障害者総合支援制度」などを活用して、困難を抱える若者や障害のある人、生活困窮状態など社会的困難にある人と共に働く就労創出、また農業や自伐型林業などの第一次産業BDF（バイオ燃料精製）などの自然エネルギー再生などの事業活動を行っています。「労働者協同組合」には全国で10万人が就労に参加、その事業規模は全体で1,000億円に達しています。

しかし、欧米を始めとして先進諸国には「労働者協同組合」が法制度として整備されていますが、我が国には法的根拠がないため、企業組合法人や特定非営利活動法人などの法人格を便宜的に活用せざるを得ず、社会的理解が十分に得られない中で事業活動を強いられています。

現在、政府が掲げている「一億総活躍社会」、「地域共生社会の実現」、「まち・ひと・しごと創生」などの課題に応える協同組合組織として、国会では「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」、また、超党派の「協同組合振興研究議員連盟」において、「労働者協同組合」の法制化に関する検討が開始されています。

「労働者協同組合」が法制化されることで、（1）地域住民の協同による主体的な仕事おこしを通じて持続可能な地域づくりに貢献することができ、また（2）自発的な就労機会を創出することで困難にある人々の就労創出と社会統合への貢献ができる、ものと考えています。

働きたいと願う誰もが安心して働ける社会、そしてその働き方が「ディーセントワーク」（働きがいのある、人間らしい仕事）であるような就労機会の創出をめざし、持続可能な地域づくりに貢献する「労働者協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 18 日

熊本県小国町議会

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
経済産業大臣	梶山	弘志	殿